

三田市手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
(1)～(27)の2 省略				(1)～(27)の2 省略			
(27)の3 介護サービス事業者等の指定の審査に関する手数料 1件につき				(27)の3 介護サービス事業者等の指定の審査に関する手数料 1件につき			
	区分	名称	手数料の額		区分	名称	手数料の額
省略				省略			
ク	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	7,000円	ク	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	7,000円
ケ	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者(同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。コの項において同じ。)の指定の申請に対する審査	指定事業者指定申請手数料	14,000円	ケ	介護保険法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者指定申請手数料	14,000円
コ	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	7,000円	コ	介護保険法第115条の31の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	7,000円
ク	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者(同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。シの項において同じ。)の指定の申請に対する審査	指定事業者指定申請手数料	14,000円	サ	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者(同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。シの項において同じ。)の指定の申請に対する審査	指定事業者指定申請手数料	14,000円
シ	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	7,000円	シ	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	7,000円
以下省略				以下省略			